

○内閣府令第六十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3 四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負のれんの発生益の金額に係る見直し内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定に

より注記を省略している場合は、注記することを要しない。

第十五条に次の一項を加える。

4 前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

3 四半期連結貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期連結会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第六号に掲げる発生したのれんの金額又は負のれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

第二十条に次の一項を加える。

4 前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならぬ。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

「第七章 特定会社の財務諸表(第二百二十七条・第二百二十八条) 第七章 特例財務諸表提  
目次中 第八章 特定会社の財務  
を 第八章 特定会社の財務

第八章 外国会社の財務書類(第二百二十九条―第三百三十三条)」 第九章 外国会社の財務

出会社の財務諸表(第二百二十七条・第二百二十八条)

諸表(第二百二十九条・第三百十条) に改める。

書類(第三百十一条―第三百十五条) 」

様式第七号の二記載上の注意中4.を5.とし、3.の次に次のように加える。

4. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（次項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用する。この場合においては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第二十二号。以下この条及び次条において「平成二十六年改正府令」という。）附則第六条第一項本文の規定は適用しない。

2 平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。この場合においては、平成二十六年改政府令附則第六条第一項ただし書の規定は適用しない。

3 前二項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合における平成二十六年改政府令附則第六条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第○号）附則第二条第一項又は第二項」と、「新四半期財務諸表等規則の規定」とあるのは「同令第一条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定」とする。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表について適用する。この場合においては、平成二十六年改政府令附則第七条第一項の規定は適用しない。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第五条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「(次項において「新四半期連結財務諸表規則」という。)」を削り、同条第二項中「改正規定」を「規定」に、「新四半期連結財務諸表規則」を「四半期連結財務諸表規則」に改める。